

〔注〕平成25年10月から改正経過を注記した。

改正

平成14年12月1日施行

平成15年12月1日施行

平成19年4月1日施行

平成25年10月1日施行

平成27年4月1日施行

平成29年4月1日施行

令和元年8月1日施行

令和3年4月1日施行

江戸川区特別区道道路占用許可基準

(目的)

第1条 この基準は、道路の占用が道路本来の機能を阻害しないように許可の基準を定め、もって、良好な道路環境の確保を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 占用の場所については、別に定めるもののほか、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 路面に接して設ける占用物件は、歩道を有する道路においては、原則として、歩道内の車道寄りとし、歩道を有しない道路においては、路端寄りとする。

(2) 歩道上に設けるものにあつては、その有効幅員の3分の2以上(3メートル以上確保されている場合は、この限りでない。)、かつ、1.5メートル以上の余地が確保されていること。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く道路のうち、公共又は公益を目的とする場合であつて、交通上、特に支障がない場合は、1メートル以上の余地を確保すれば足りる。

(3) 原則として、次に掲げる場所でないこと。ただし、電柱、電話柱、交通信号機、道路標識、公共施設誘導サイン、消火栓標識、危険防止用構台、アーケード及び路下に設ける物件については、この限りでない。

ア 横断歩道、消火栓、街角、交通信号機、道路標識及び消火栓標識の前後それぞれ5メートル

ルの区域内

イ 横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び地下鉄出入口の手前5メートルの区域内

ウ バス停留所、橋、トンネル及び踏切道の前後それぞれ10メートルの区域内

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(占用物件の構造)

第3条 占用物件の構造は、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 路上及び上空に設ける物件については、倒壊、落下、剥離、汚損等により道路の構造及び交通に支障を及ぼすことなく、都市の美観風致に調和したものであること。

(2) 路下に設ける物件については、自重、積載荷重、土圧、交通重量、地震その他の振動及び衝撃に対して安全な構造であること。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日〕

(埋設管等の占用)

第4条 水道管、下水道管、ガス管及び地下電線(以下「埋設管等」という。)の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 埋設管等の頂部と路面との距離は、40型舗装以下の車道にあっては0.7メートル以上、50型舗装以上の車道にあっては0.8メートル以上、歩道にあっては0.5メートル以上とすること。ただし、歩道に設ける埋設管等が引込管類であり、かつ、やむを得ないと認められる場合は、0.5メートルを満たさない位置とすることができる。

(2) 道路を頻繁に掘り返すことのないよう計画し、かつ、他の占用物件と入り交じるおそれのない場所に設けること。

(3) 他の占用物件との離隔距離は、工事实施上及び保安上支障のない限り、接近していること。

(4) 占用の位置は、「道路内構造物設置標準」(「道路工事設計基準」東京都建設局)を標準とする。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日・令和3年4月1日〕

(電柱等の占用)

第5条 電柱、電話柱等の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 原則として、次に掲げる場所には設けないこと。

ア 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項に規定する道路並びに親水公園、親水緑道、ふれあい道路その他環境保全の重要性が高い場所

イ 道路の立体交差部分(アンダーパスによる場合の上部道路及び高架道路と並行する高架道

路下を除く。)

(2) 占用の位置は、次に掲げるところによること。ただし、道路景観上必要な場合で、交通上特に支障がないときは、この限りでない。

ア 両側に歩道を有する道路においては、歩道内の車道寄りとする。

イ 片側のみに歩道を有する道路においては、歩道を有しない側の路端寄りとする。

ウ 歩道を有しない道路においては、路端寄りとする。なお、道路幅員8メートル以内の道路にあつては、路線の片側のみとする。

(3) 形状は、都市の美観風致に調和するよう細径柱、美装柱等の都市型装柱とすること。

(4) 同一路線に電柱、電話柱等を設ける場合は、原則として共架とすること。

(5) 高層建築物等によるテレビジョン放送の受信障害を解消するための電線及びCATV(コモン・アンテナ・テレビジョン)並びに有線音楽放送業務のための電線を架設するための柱は、原則として設けないこと。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日〕

(電線等の占用)

第6条 電柱等に架設する電線等の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 電線等の高さは、原則として、車道においては路面から5メートル以上、歩道においては3メートル以上とすること。ただし、街路樹の上空にあつては、街路樹に支障とならない高さが確保されるものであること。

(2) 路線の両側に電柱等が設けられている道路及び高架道路と平行する高架道路下にあつては、道路を横断して架設しないこと。ただし、横断して架設することがやむを得ないと認められる場合は、原則として、既設の横断箇所とする。

(3) 道路の交差点部分にあつては、幅員の広い側の道路を横断して架設しないこと。

(4) 道路を横断して架設する場合は、原則として、道路の方向に対して、直角に横断すること。

(5) 電線等は可能な限り統合し、張り方については、景観に最大限配慮すること。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(変圧器等の占用)

第7条 送・配電用変圧器等の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 歩道又はその他交通の支障とならない場所に設けること。

(2) 形状等は、景観性を考慮し可能な限り小型化すること。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(装飾灯の占用)

第 8 条 商店会等の団体が、その区域内の道路の照明を目的として設置する装飾灯の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路幅員 8 メートル以内の歩道を有しない道路においては、原則として片側に設けること。
- (2) 灯柱は、金属又は鉄筋コンクリート製とし、最大直径は 0.3 メートル以下とする。
- (3) 灯柱の側方に構造物を突き出す場合は、原則としてその下端は、車道においては路面から 4.5 メートル以上、歩道においては路面から 4 メートル以上とし、その出幅は 1.4 メートル以下で、かつ、路面から光源までの高さの 4 分の 1 以下とすること。
- (4) 灯柱の設置間隔は、片側 15 メートル以上とし、光源の高さは車道においては 5 メートル以上、歩道においては 4.5 メートル以上とすること。(歩行者等の視認性において交通上特に支障がない場合を除く。) ただし、道路広場に設置する場合、電柱等に添加する場合又は街路樹との関係上やむを得ない場合は、設置間隔を伸縮することができる。
- (5) 電灯の配線は、原則として地下に埋設すること。
- (6) 電灯は、点滅したり、過度のまばゆさを感じさせる種類のものでないこと。
- (7) 装飾灯の占用者名は、灯柱の下部に巻き付け、又は塗装すること。
- (8) 装飾灯には次に掲げる場合を除き、広告物及び装飾物(以下「装飾物等」という。) を添加しないこと。

ア 商店会等の団体名を表示した看板を添加する場合

イ 一般の慣習による一時的な飾り付けをする場合

ウ 広告物の添加により得られた広告料収入を全て地域における公共的な取組に要する費用に充当することを目的として広告物を添加する場合

- (9) 前号アからウまでの規定により灯柱に添加する装飾物等の幅は、取付け位置の直径の 1.5 倍以下、長さは直径の 4 倍以下とし、路面からその下端までの高さは、車道においては路面から 4.5 メートル以上、歩道においては路面から 3 メートル以上とすること。

一部改正〔平成 25 年 10 月 1 日施行・令和元年 8 月 1 日〕

(郵便差出箱又は信書便差出箱の占用)

第 9 条 郵便差出箱又は信書便差出箱の占用については、次に掲げるところによらなければならない。ただし、郵便差出箱の占用については、日本郵便株式会社が設けるものに限るものとする。

- (1) 郵便局又は一般信書便事業者建物の敷地外に設置する場合は、当該建物の敷地内に余地がなく、やむを得ないと認められる場合に限ること。

(2) 長軸を道路の方向と平行に設けること。

(3) 広告物は掲出しないこと。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日〕

(公衆電話所等の占用)

第10条 公衆電話所、警察官派出所、公衆手洗所及び消防用器具格納施設の占用の場所については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 道路広場、橋下等の道路の有効幅員外に設けること。ただし、公衆電話所については、やむを得ない場合に限り、歩道に設けることができる。

(2) 公衆電話所を電話局の敷地外に設ける場合は、当該建物の敷地内に余地がなく、やむを得ないと認められる場合に限ること。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(ポール式公衆電話の占用)

第11条 ポール式公衆電話の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 既設の電話柱等に添加すること。ただし、やむを得ず専用柱を設ける場合は、歩道上とすること。

(2) 車両の進行方向に対面して、利用できるように設けること。

(3) 電話器の格納施設は、長径0.6メートル以下、高さ0.8メートル以下とし、その下端は路面から1メートル以上とすること。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(広告塔等の占用)

第12条 広告塔等の占用については、地方公共団体又は商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 原則として道路広場等交通の支障にならない道路の有効幅員外に設けること。

(2) 底面の長径又は直径は1メートル以下とし、高さは路面から5メートル以下とすること。

(3) 広報、祭礼又は季節的行事のため一時的に設けるものであること。

(4) 占用期間は原則として1か月以内とすること。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(フラワーポット等の占用)

第13条 フラワーポットの占用については、地方公共団体又は町会、商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道又は道路広場で、照明設備が完備し、かつ、交通に支障のない場所に設けること。
- (2) 歩道に設置する場合は、その有効幅員が、2.5メートル以上確保されていること。ただし、交通上支障がない場合であって、2メートル以上確保しているものを除く。
- (3) フラワーポットは、その形状、色彩等が、都市の美観を損なわない統一的なものとする。
- (4) フラワーポットの幅は1メートル以下、長さは3メートル以下、高さは路面から0.4メートル以下とすること。
- (5) 花木の植栽、手入れ、清掃等について、十分な維持管理体制が整っていること。
- (6) 植栽する花木は、路面から0.8メートル以下の高さを維持することができる種類のものとする。
- (7) フラワーポットには、長さ0.15メートル以下、幅0.05メートル以下の大きさと、その占有者名を表示すること。
- (8) フラワーポットには、広告物を掲出しないこと。

2 植込み（花壇）の占用については、前項（第4号及び第6号を除く。）によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 植込みの幅は、1メートル以下とすること。ただし、道路広場、橋下等にあつてはこの限りでない。
- (2) 縁石の高さは、路面の高さにすること。
- (3) 植栽する花木は、路面から1メートル以下の高さを維持することができる種類のものとする。ただし、道路広場、橋下等にあつてはこの限りでない。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

（投光器の占用）

第14条 建築物、看板等を照明するための投光器の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 投光器を2つ以上設ける場合には、その設置間隔を1.5メートル以上とすること。
- (2) 投光器を取り付ける構造物の下端は、歩道においては2.5メートル以上、歩道を有しない道路においては路面から4.5メートル以上、出幅は1メートル以下とすること。
- (3) 電灯は、白色であつて点滅せず、かつ、車両の通行に支障とならないものとする。
- (4) 投光器を取り付けるための柱を設ける場合は、道路敷地外とすること。

一部改正〔平成25年10月1日施行・令和元年8月1日〕

（彫像等の占用）

第15条 彫像又は碑その他これらに類する記念工作物(モニュメント)の占用については、国、地方公共団体又は道路管理者と協定を交わした地域団体等が設置するものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 駅前広場等の交通に支障とならない場所に設けること。
- (2) 原則として実在人物を表すものでないこと。ただし、碑については、歴史上の人物で占用場所との地縁関係があり、かつ、文化又は教育に寄与する場合については、この限りでない。
- (3) 高さ、大きさ、色彩、意匠等は、付近の美観と調和し、均衡のとれたものであり、かつ、道路敷地内の工作物として妥当なものであること。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日・令和元年8月1日〕

(噴水池の占用)

第16条 噴水池の占用については、国又は地方公共団体が設置するものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 駅前広場等の交通に支障とならない場所に設けること。
- (2) 高さ、大きさ、色彩、意匠等は、付近の美観と調和し、均衡のとれたものであり、かつ、道路敷地内の工作物として妥当なものであること。
- (3) 飛まつが池の外に飛ばない構造とすること。

一部改正〔平成25年10月1日施行・令和元年8月1日〕

(ベンチの占用)

第17条 ベンチの占用については、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者の団体又は町会若しくは商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) ベンチは、次に掲げる場所で、かつ、交通に支障とならない場所に設けること。
 - ア 駅前広場
 - イ コミュニティ道路として整備された道路
 - ウ 福祉施設、病院等の付近のバス停留所又はタクシー乗り場
 - エ 上屋の設置されているバス停留所又はタクシー乗り場
- (2) ベンチは、原則として長さ3メートル以下、幅0.7メートル以下とし、路面に固定すること。
- (3) ベンチの材質は、腐朽及び褪(たい)色しないものであること。
- (4) ベンチには、長さ0.15メートル以下、幅0.05メートル以下で、占用者名を表示すること。
- (5) ベンチには、広告物を掲出ししないこと。

一部改正〔平成25年10月1日施行・令和元年8月1日〕

(防犯カメラの占用)

第18条 防犯カメラの占用については町会、商店会等の地域団体又は公共的団体の設置するものに限るとし、次に掲げるものとする。

- (1) 運用については、個人の肖像権やプライバシー等に配慮すること。
- (2) 架空線は極力設けず、地下化又は無線化すること。
- (3) 建柱は原則として認めない。

追加〔平成25年10月1日施行〕

(地域冷暖房施設の占用)

第19条 地域冷暖房施設の占用については、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第3条の規定に基づき、経済産業大臣から熱供給事業の許可を受けている者が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 東京都市計画地域冷暖房として、都市計画決定がされていること。
- (2) 頂部と路面との距離は、原則として、3.5メートル以上とすること。
- (3) 設置に当たっては、次に掲げる場合を除き、道路横断とすること。
 - ア 供給区域内において、供給対象外のビルの敷地内を横断する場合
 - イ 供給区域外を横断する場合

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(日よけの占用)

第20条 巻き上げ式日よけ及び固定的に取り付けた日よけの占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 日よけは、建物に取り付け、その下端は歩道上においては路面から2.5メートル以上とし、車道上においては路面から4.5メートル以上とすること。ただし、出幅0.3メートル以下の場合には、その下端は車道上において路面から2.5メートル以上とすることができる。
- (2) 歩道を有する道路の歩道又は歩道を有しない幅員8メートル以上の道路における出幅は、1メートル以下とし、歩道を有しない幅員8メートル未満の道路における出幅は、0.5メートル以下とすること。
- (3) 巻き上げ式日よけに方づえを設けるときは、その下端は路面から2メートル以上とすること。
- (4) 巻き上げ装置は、道路に突き出さないこと。

(5) 日よけの材質は、布、ビニール等で難燃性のものとする。

(6) 車道に面する部分及び側面には、梁(はり)より下に側布等をつり下げないこと。

2 夏季等に仮設的に設けるこ道式日よけについては、次に掲げるところによるほか、「アーケードの取扱について」(昭和30年2月1日付け国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号)によらなければならない。

(1) 連続して設置する場合は、延長50メートル以下ごとに1メートル以上の間隔を設けること。

(2) 日よけの一端の支柱は車道側に設け、他の端は道路敷地以外に設けること。ただし、歩道幅員3メートル未満の場合は、車道側に支柱を設けないこと。

(3) 支柱の直径は0.1メートル以下とし、建植孔には根巻きコンクリートを施すこと。

(4) 支柱を取り外した建植孔には蓋をし、交通に支障のないようにすること。

(5) 車道に面する部分及び側面には、梁より下に側布等をつり下げないこと。

(6) 日よけには、広告物、装飾物等を添加又は塗装しないこと。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日〕

(公共用歩廊(アーケード)の占用)

第21条 アーケードの占用については、次に掲げるところによるほか、「アーケードの取扱について」(昭和30年2月1日付け国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号)によらなければならない。

(1) 幅員2.5メートル以上の歩道に設けること。

(2) 道路法(昭和27年法律第180号)第56条の規定により指定された道路以外の道路車道の幅員が8メートル以上の道路に設けること。ただし、一方通行の制限のある道路については、車道の幅員が6メートル以上の道路に設けることができる。

(3) 急勾配の道路に設けないこと。

(4) 歩道内の車道寄りに設ける支柱の間隔は、6メートル以上とすること。

(5) 路端寄りの支柱は、原則として道路敷地外に設けること。

(6) 幅員が3メートル未満の歩道上に設ける場合は、原則として、歩道内の車道寄りに柱を設けないこと。ただし、歩道内の車道寄りに電柱、電話柱等が設けられている場合は、この限りでない。

(7) アーケードの長さは、原則として30メートル以上とすること。

(8) 幅員4メートル以上の道路が連続する場合は、原則として、切断すること。

(9) 街路樹がある場合は、生育に支障とならないように、屋根の部分を後退又は切断すること。

(10) 既設の装飾灯がある場合は、原則としてこれを撤去し、アーケードの下端又は支柱に添加すること。

(11) アーケードの下に看板を添加する場合は、規格化された自家用看板に限るものとし、一店舗又は一事務所につき1個とする。添加する看板は、路面からの高さ2.5メートル以上、出幅1メートル以下とすること。

(12) 前号の看板及び次に掲げる場合を除き、広告物、垂れ幕、ポスター、その他の工作物、物件等を添加しないこと。

ア 一般の慣習による一時的な飾り付けをする場合

イ アーケードの出入口に表示する商店会名の看板を添加する場合

ウ 広告物の添加により得られた広告料収入を全て地域における公共的な取組に要する費用に充当することを目的として広告物を添加する場合

2 道路の前面又は大部分を覆うアーケードの占用については、前項第3号、第5号、第7号、第10号及び第12号を適用すること。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日〕

(上屋の占用)

第22条 バス停留所又はタクシー乗り場に設置する上屋の占用については、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者の団体、町会、商店会等が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 上屋は、歩行者の利用状況や地域の実情を鑑み、円滑な交通の確保の上から支障がない次の場所に設けること。

ア 駅前広場の交通島

イ 幅員3メートル以上の歩道

ウ 歩車道の区別がない道路の法敷等

(2) 次に掲げる要件を満たす場合は、前号イの規定にかかわらず、おおむね幅員2.5メートル以上の歩道であっても上屋を設けることができる。

ア 歩道幅員以外の事項について全て江戸川区特別区道道路占用許可基準(以下「基準」という。)に適合し、道路管理上支障がないこと。

イ 上屋設置後の上屋を除いた幅員を0.5メートル以上1メートル程度確保すること。

ウ 福祉施設、病院又は高齢者等が多数利用する施設の周辺であること。

(3) 構造は、次に掲げるところによること。

- ア 上屋は、平屋建てとし、原則として壁等の囲いを設けないこと。ただし、風雨等のため特に壁等の囲いを設ける必要があり、かつ、道路管理上支障のない場合においては、アクリル板等の透明な壁を設けるに当たっては、この限りでない。
- イ 上屋の主要構造部の材質は、原則として不燃性のものとする。
- ウ 柱の位置は、原則として、歩道にあつては歩道内の車道寄り、法敷にあつては民地側とすること。
- エ 柱の間隔は、原則として3メートル以上とすること。
- オ 屋根の幅は、駅前広場の交通島に設ける場合を除き、原則として2メートル以下とすること。ただし、幅員4メートル以上の歩道に設けるものについては、歩道幅員の2分の1以下の範囲で設けることができる。
- カ 屋根の長さは、駅前広場の交通島に設ける場合を除き、原則として12メートル以下とすること。
- キ 上屋は、雨水の処理を考慮した構造とすること。
- ク 上屋の高さは、原則として路面から2.5メートル以上、3.5メートル以下とすること。
- ケ 原則として照明施設を設けることとし、照明施設の配線は地下に埋設すること。
- (4) 車道と直角に上屋に壁等の囲いを設置する場合においては、周囲からの視認性を十分確保するとともに、囲いが設置された幅員を除き、次の有効幅員を確保すること。
- ア 歩行者の交通量の多い歩道にあつては3.5メートル以上、その他の歩道にあつては2メートル以上
- イ 歩行者等の交通量の多い自転車歩行者道にあつては4メートル以上、その他の自転車歩行道にあつては3メートル以上
- (5) 近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋に誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合においては、当該上屋と視覚障害者誘導用ブロックとの間に、上屋に壁等の囲いを設置する場合においては、視覚障害者が壁面と接触せず通行できる十分な間隔を確保すること。この場合において、やむを得ず視覚障害者誘導用ブロックを移設することにより対応するときは、視覚障害者の安全な通行が確保されること。
- (6) バス停留所に設置されている上屋（以下「バス停上屋」という。）を除き、上屋には広告物等を掲出しないこと。
- (7) バス停留所は、可能な限り統合し、上屋の効率的な活用を図ること。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(地下駐車場の占用)

第23条 地下駐車場の占用については、「駐車場設計・施工指針について」(平成4年6月10日付け建設省道企発第40号)によらなければならない。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(貯水槽の占用)

第24条 震災対策用として設ける貯水槽の占用については、地方公共団体又は消防庁若しくは消防署長が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 原則として東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第48条の規定により指定された避難道路及びその両側奥行500メートル以内の道路並びに同条例第47条の規定により指定された避難場所から3キロメートル以内の道路に設けるものとし、その位置は、高架道路下、緑地帯等の道路の有効幅員外であること。

(2) 構造は、鉄骨又は鉄筋コンクリート造りとし、その頂部と路面の距離は、1.5メートル以上とすること。ただし、交通上の支障がない場合は1メートル以上とすることができる。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(上空通路の占用)

第25条 道路の上空を横断して設ける上空通路の占用については、通路の設置によって地上交通の緩和又は多数人の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次に掲げるところによるほか、「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成30年7月11日付け国道利第7号)、「道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について(通知)」(平成30年7月11日付け消防予第423号)、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて(通達)」(平成30年7月11日付け警察庁丁規発第84号)及び「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成30年7月11日付け国住指第1201号、国住街第80号)によらなければならない。

(1) 通路を設けることができる施設は、次のものに限るものとし、原則として、占用申請者が道路の両側の施設の大部分を所有していること。

ア 官公署の施設

イ 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

ウ 病院その他の医療施設又は保育所その他の社会福祉施設

エ 百貨店及びこれに類する施設

オ 都市計画施設及び市街地再開発事業による施設

カ その他都市の活性化、街づくり等当該地域の発展に寄与するもので、周辺道路の利用状況からみて特に必要と認められる施設

(2) 通路を設けることができる道路は、幹線道路以外の道路であって、幅員が16メートル以下であること。

(3) 通路は、路面に対してほぼ水平とし、原則として道路の中心に対して直角に結ぶものであること。

(4) 通路を同一建築物に2個設ける場合は、一方の垂直投影上の範囲内に設けること。

(5) 通路の支柱は、道路敷地内に設けないこと。

(6) 構造は、不燃性のものであって、その主要部分を鉄骨又は鉄筋コンクリート造りとし、必要に応じ雪止めの設備を設けるものであること。

(7) 通路には、ガス管、水道管、熱供給管、高圧電線等を添加しないこと。

一部改正〔平成25年10月1日施行・令和3年4月1日〕

(屋上連結通路の占用)

第26条 建築物の屋上部を連結する通路の占用については、前条の規定によるほか、「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成30年7月11日付け国住指第1201号、国住街第80号)によらなければならない。

一部改正〔平成25年10月1日施行・令和3年4月1日〕

(地下通路の占用)

第27条 地下通路の占用については、通路の設置によって、地上交通の緩和又は多数人の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次に掲げるところによるほか、「道路の管理に関する取扱について」(昭和32年5月29日付け道発第147号の2)によらなければならない。

(1) 通路を設けることができる施設は、次のものに限るものとし、原則として、占用申請者が道路の両側の施設の大部分を所有していること。

ア 官公署の施設

イ 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

ウ 病院その他の医療施設又は保育所その他の社会福祉施設

エ 百貨店及びこれに類する施設

オ 都市計画施設及び市街地再開発事業による施設

カ その他都市の活性化、街づくり等当該地域の発展に寄与するもので、周辺道路の利用状況からみて特に必要と認められる施設

- (2) 通路の設置は、既存の諸施設又は公共・公益施設の整備計画等に支障を及ぼさないこと。
- (3) 通路は、原則として、道路の中心線に対して直角に結ぶものであること。
- (4) 通路の設置位置は、危険物の地下槽（ガソリタンク等）から水平距離が10メートル以上であること。
- (5) 通路の幅員は、必要最小限とし、6メートル以下とすること。また、床面から天井までの高さは、2.5メートル以上とすること。
- (6) 構造は、鉄骨又は鉄筋コンクリート造りとし、その頂部と路面の距離は、2.5メートル以上とすること。
- (7) 通路の出入口は、道路敷地外に設けること。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

（横断橋の占用）

第28条 横断橋の占用については、横断橋の設置によって地上交通の緩和又は多数人の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 原則として、常時一般交通に開放し、横断歩行者の利便を図るものであること。
- (2) 道路施設である横断歩道橋からの距離は、原則として100メートル以上とすること。
- (3) 構造は、次に掲げるところによること。
 - ア 主要な部分は、鉄骨、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造りとすること。
 - イ 横断橋は、原則として道路の中心線に対して直角に架設し、橋桁の下端は路面から、4.7メートル以上とすること。
 - ウ 階段及び橋脚は、道路敷地外に設けること。ただし、やむを得ず道路敷地内に設ける場合は、歩道内の車道寄りに設けることとし、歩道の有効幅員を3メートル以上確保すること。
 - エ 橋脚の設置が前号によりがたい場合であって、1.5メートル以上の中央分離帯のある道路においては、中央分離帯内に設置することができる。
 - オ 横断橋には、歩行者の危険を防止するために、照明灯及び柵を設けること。
- (4) 横断橋には、広告物を掲出ししないこと。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日〕

（露店の占用）

第29条 露店の占用は、歴史的由来等をもって行われてきた祭典、縁日、歳の市、市日等において、従前から出店してきた露店に限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路では歩道上とし、歩車道境界から1.5メートル以内で、かつ、歩道幅員の

2分の1を超えない区域とすること。

(2) 歩道を有しない道路では路端から2メートル以内で、かつ、道路幅員の3分の1を超えない区域とすること。

(3) 換気孔上又は百貨店、映画館、若しくは劇場の出入口その他混雑する場所を避けること。

(4) 各店の間口は2メートル以下、奥行は1メートル以下とする。

(5) 露店の延長10メートルごとに1メートル以上の間隔を設けること。

2 新聞売場、宝くじ売場、靴みがき又は靴修理所等の占用については、原則として、従前から占用していた者に限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 歩道を有する道路では、歩道内の車道寄りとし、歩道を有しない道路では、路端寄りとする。

(2) 前項第3号によること。

(3) 占用面積は、1平方メートル以内とし販売台等は折りたたみ式で無蓋のものとする。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(路上イベントに伴う占用)

第30条 路上イベントに伴う占用については、区及び区が後援する団体が主催又は区が協力等するもので、地域活性化及び地域コミュニティ向上のために行われるものに限るものとし、「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」(平成17年3月17日付け国道利第28号)によらなければならない。

追加〔平成25年10月1日施行〕

(突出看板の占用)

第31条 建築物等から突き出す看板等の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 一営業所、一事業所又は一作業所につき原則2個以内とし、袖看板のみの占用の場合は角地を除き原則1個(壁面の一面や一本の柱等に一営業所等に関する看板が2個以上取り付けられている場合は、1個の看板とみなす。)とすること。ただし、切手の販売店、専門店、加盟店、代理店等を表示する0.5平方メートル以下の看板及び広告用日よけを除く。

(2) 看板の下端は、歩道上では2.5メートル以上、歩道を有しない道路では路面から4.5メートル以上とし、その出幅は路端から1メートル以下とすること。ただし、その出幅が0.6メートル以下の場合は、路面からの高さを2.5メートル以上とすることができる。

(3) 地下街において看板を占用する場合は、次に掲げるところによること。

- ア 看板の下端は、床面から2.5メートル以上とすること。
 - イ 看板の出幅は、0.8メートル以下、縦の長さは、0.3メートル以下とすること。
 - ウ 平板看板を設ける場合の出幅は、0.1メートル以下とすること。
- (4) 板面を回転式としないこと。
 - (5) 建築物の壁面を利用する平板看板は、出幅を0.3メートル以下とすること。ただし、地下街にあつては、出幅を0.1メートル以下とすること。
 - (6) 看板を柱に取り付ける場合は、その柱を道路敷地外に設けること。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日〕

(電柱等に添加又は巻き付ける看板の占用)

第32条 電柱、電話柱又は消火栓標識(以下「電柱等」という。)に添加し、又は巻き付ける看板の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主要幹線道路にあつては、橋(長さ20メートル以下のものを除く。)、トンネル又は踏切道の前後それぞれ10メートル、交通信号機又は道路標識の手前(車両の進行方向から見ていう。)5メートル及び後方1メートル、バス停留所又は交差点(車道幅員5.5メートル以上の道路との交差点に限る。)の前後それぞれ5メートル以内の区域内に設けないこと。ただし、道路の方向に平行して設ける添加看板及び車両の進行方向に対面しない位置に取り付ける巻き付け看板は、この限りでない。
- (2) 巻き付け看板は、市街地を形成している区域内の主要幹線道路においては、車両の進行方向に対面しない位置に取り付けること。
- (3) 添加看板相互間又は巻き付け看板相互間の距離は、道路の一侧につき20メートル以上とすること。
- (4) 添加看板を歩道に設ける場合は、車道側に突き出さないこと。
- (5) 添加看板の下端は、歩道上では路面から3.5メートル以上、歩道を有しない道路では4.5メートル以上とすること。
- (6) 看板は、1柱に1個(巻き付け看板は、1個を2面として取り付けることができる。)とすること。
- (7) 電柱及び電話柱に添加する看板は、幅0.45メートル以下、長さ1.1メートル以下とし、消火栓標識に添加する看板は、幅0.8メートル以下、長さ0.4メートル以下とすること。
- (8) 巻き付け看板は、幅0.33メートル以下、長さ1.5メートル以下とし、その下端は、路面から1.6メートル以上とすること。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日〕

(バス停留所標識に添加する広告の占用)

第33条 バス停留所標識に添加する広告の占用については、標識の占有者である一般乗合旅客自動車運送事業者が添加するものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 計画的に標識の整備を行う場合であること。
- (2) 在来の簡易な標識(通称ダルマ式等)及び道路の路端に設置した標識には、添加しないこと。
- (3) 添加広告の掲出面積は、表示板(片面)の表示面の広さの3分の1以内とする。
- (4) 添加広告は、表示板の最下段に掲出すること。
- (5) 添加広告の掲出面は、次に掲げるところによること。
 - ア 歩道上にある標識が道路の方向に平行して設置されている場合は、歩道面
 - イ 道路の方向に直角に設置されている場合は、進行車両の非対向面
- (6) 地色は、白とすること。

2 照明式バス停留所標識及びバス・ロケーション・システムのためのバス停留所標識に添加する広告の占用については、前項本文によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 添加広告は、標識1本当たり進行車両の非対向面及び歩道面の2面とすること。
- (2) 添加広告の掲出面積は、照明表示ボックスの表示面(各1面)の広さの3分の1以内とすること。
- (3) 添加広告は、照明表示ボックスの最下段に掲出すること。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(バス停上屋に添加する広告板の占用)

第34条 バス停上屋に添加する広告板(以下「添加広告板」という。)の占用については、当該バス停上屋の占有者が添加するものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 添加広告板の占用場所は、原則として上屋の壁面のうち、車道から上屋に正対して右側の壁面とすること。ただし、駅前広場の交通島においては、この限りではない。
- (2) 区長は、添加広告板を設置した後の有効幅員が確保できない歩道において、(1)によることが適当でない場合、開口部及び添加広告板との間の壁面を透明にする等の対策を行い安全を確保できるときは、車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面について、添加広告板の設置を認めることができる。
- (3) 添加広告板を用いて掲示される広告物は、明らかに運転者に対する訴求の対象となるもの

でないこと。ただし、駅前広場の交通島における当該広告物については、この限りでない。

- (4) 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。ただし、車道と直角に添加広告板を設置する場合には、その幅を1.8メートル以下(柱を含む。)とし、地表部と壁面との間を50センチメートル以上空けること。
- (5) 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、一般交通上及び道路管理上支障のないものであること。
- (6) 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。
- (7) 添加広告板は、内照式とすることができる。ただし、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがあると認められる場合は、この限りでない。
- (8) 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1か所につき2平方メートル以内とし、周囲からの視認性を十分確保すること。
- (9) 添加広告板を用いて掲示する広告物は、添加広告板の表面及び裏面にそれぞれ1か所ずつ掲示する場合を含めて、全体で2か所以内であること。
- (10) 添加広告板を用いて掲示する広告物の扱いは、次によること。
 - ア 東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)によること。
 - イ 反射材料式でないこと。
- (11) 添加広告板を用いて掲示する広告物により得られた収入は、全てバス停上屋の整備及び維持管理に要する費用に充てること。

追加〔平成25年10月1日施行〕、一部改正〔平成27年4月1日施行・29年4月1日・令和元年8月1日〕

(掲示板の占用)

第35条 掲示板の占用については、国若しくは地方公共団体又は町会・自治会が設置するものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。ただし、町会・自治会の掲示板については、近隣の敷地内に掲示板を設置する余地がなく、やむを得ないと認められる場合に限る。

- (1) 路端寄りに設けること。ただし、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示案内掲示板については、やむを得ない場合は、次の場所に設けることができる。
 - ア ガードレール等の設置してある歩道内の車道寄り
 - イ 横断歩道橋の階段下の部分
- (2) 高さ2メートル以下、長さ1.5メートル以下、柱の長径又は直径は0.15メートル以下とする

こと。

- (3) 材質は、容易に腐朽及び褪色しないものであること。
- (4) 占有者名、寄贈者名等及び掲示事項以外の広告等を掲出しないこと。
- (5) 第1項第1号ただし書の場合は、掲示板の裏面に地点表示（町・丁目又は著名地点名）を記載し、通行者の便に供すること。
- (6) 掲示板に寄贈者名等を表示する場合は、掲示板等の右側下部に掲示物に支障にならない大きさと取り付けること。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日・令和元年8月1日〕

（案内板等の占用）

第36条 バス総合案内板、地理案内板等の占用については、一般乗合旅客自動車運送事業者又は地方公共団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 駅前広場等バスの路線又は交通の案内の必要が高い場所で、道路交通に支障とならない場所に設けること。
- (2) 地理案内板は、町区域、町名及び街区符号並びに道路、河川、名所、旧跡、交通、教育、文化施設、公共施設及び著名な建物・施設等を掲出するとともに、必要に応じ凡例等を表示したものであること。
- (3) 案内板は、原則として横2.5メートル以下、縦2メートル以下とし、ボックス型とする場合の幅は0.15メートル以下とすること。ただし、バス案内板については、路線の数が多く、かつ、交通上特に支障がない場合には、横3.5メートル以下、縦2.5メートル以下とすることができる。
- (4) 案内板の頭部にひさし又は照明施設を設ける場合は、原則として出幅0.3メートル以下、下端は路面から2.5メートル以上とすること。
- (5) 案内板の上端は、路面から3メートル以下とすること。
- (6) 案内板の下端は、路面から0.5メートル以上とすること。
- (7) 支柱は鋼材類のもので、長径又は直径0.2メートル以下とし、2本以内とする。
- (8) 照明施設の配線は、地下に埋設すること。
- (9) 案内板の右側下部に、横0.15メートル以下で占有者名を表示すること。
- (10) 案内板には、原則として広告物を掲出しないこと。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

（公共サインの占用）

第37条 公共サインの占用については、地方公共団体及び地方公共団体が協定を結んだ法人が設け

るものに限るとし、原則として一片の幅0.3メートル以下、高さ2メートル以下とすること。

追加〔平成25年10月1日施行〕

(バス停留所標識の占用)

第38条 バス停留所標識の占用については、一般乗合旅客自動車運送事業者が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 停車したバスの車体が、街角、消火栓、横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び地下鉄出入口から、5メートル以上の距離を保つことができる位置に設けること。

(2) 同一路線バスの標識は、原則として同型のものとする。

(3) 複数の路線バスが運行する同じ場所のバス停留所については、可能な限り標識を統合すること。

(4) 標識は、原則として道路の方向に平行して設置すること。ただし、次の場合には、この限りでない。

ア 駅前広場又は歩道に設置する場合で、交通に支障とならないとき。

イ 標識の頭部に、停留所番号、会社マーク、会社名等を表示する表示板を設置する場合(その表示板に限る。)

(5) 停留所番号等を表示する表示板は、原則として長径又は直径0.35メートル以下とすること。

(6) 標識は、地点表示の機能を持たせることとし、その表示は、原則として停留所名と併記すること。

(7) 広告物の掲出については、第33条の規定によること。

2 無照明式バス停留所標識の占用については、前項によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 標識は、原則として支柱と表示板から構成されたものとする。

(2) 標識の上端は、路面から3メートル以下とすること。

(3) 表示板の下端は、路面から0.5メートル以上とすること。

(4) 表示板(支柱部分を含む。)は、幅0.5メートル以下とすること。

(5) 支柱は、長径又は直径0.1メートル以下の白色の鋼管柱とし、先端は蓋をし、基礎は埋め込むこと。

3 照明式バス停留場標識の占用については、第1項によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 標識は、交通に支障とならない次に掲げる場所に設置すること。

ア 駅前広場

イ 歩道（原則として、設置後1.5メートル以上の余地が確保できる場所に設置すること。）

- (2) 標識は、1本の支柱と照明表示ボックスから構成されたものとする。ただし、必要がある場合には、標識の頭部に、停留所番号等を表示するための表示板及び照明用自動点滅器を設置することができる。
- (3) 標識の上端は、路面から3.5メートル以下とすること。
- (4) 照明表示ボックスは、原則として幅0.4メートル×0.3メートル以下とし、長さ2メートル以下の直方体とすること。
- (5) 照明表示ボックスの高さは、路面から0.5メートル以上3メートル以下に設置すること。
- (6) 支柱は、長径又は直径0.1メートル以下の白色の鋼管柱とし、先端は蓋をし、基礎は埋め込むこと。
- (7) 照明施設の配線は、原則として支柱内処理し、地下に埋設すること。

4 バス・ロケーション・システムのためのバス停留所標識の占用については、第1項によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 標識は、交通に支障とならない次に掲げる場所に設置すること。

ア 駅前広場

イ 歩道（原則として、設置後1.5メートル以上の余地が確保できる場所に設置すること。）

- (2) 標識は、アンテナを兼ねた支柱と路上送受信機を内装した照明表示ボックスから構成されたものとする。ただし、必要がある場合には、標識の頭部に、停留所番号等を表示するための表示板及び照明用自動点滅器を設置することができる。
- (3) 照明表示ボックスは、原則として幅0.45メートル×0.45メートル以下とし、長さ2.2メートル以下の直方体とすること。
- (4) 照明表示ボックスの高さは、路面から0.5メートル以上3メートル以下に位置させること。
- (5) 支柱は、長径又は直径0.15メートル以下の薄緑色の鋼管柱とし、先端は蓋をし、基礎は埋め込むこと。
- (6) 支柱(アンテナ)の車道方向への張出しは、6メートル以下とし、かつ、その下端は路面から5メートル以上とすること。
- (7) 照明施設等の配線は、原則として支柱内処理し地下に埋設すること。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日〕

(案内標識の占用)

第39条 タクシー乗場標識の占用については、陸運局及び一般乗用旅客自動車運送事業者の団体が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) タクシー業務適正化臨時措置法（昭和45年法律第75号）により設けるもの及び従前から乗車場として利用されている場所に設けるものであること。
- (2) 歩道を有する道路の歩道上に設けること。
- (3) 標識板は一辺が0.6メートル以下とし、標識の上端は路面から2.5メートル以下とすること。ただし、支柱から突き出す型の標識については、標識板の下端は路面から3.5メートル以上とすること。
- (4) 標識には、占用者名及び利用案内等業務上の表示以外の広告物等を掲出しないこと。

2 駐車場案内標識及び満・空表示板の占用については、国、地方公共団体及び一般社団法人東京駐車協会が設けるものに限るものとし、次の各号により設置されたものに限り許可できる。

- (1) 標識の設置位置は、交通上支障とならない位置とし、既設標識の視認の妨げとならない位置とすること。
- (2) 設置本数は、当該駐車場の出入り口から200メートル以内に原則として8本以内とすること。200メートル以内に2以上の駐車場がある場合についても同様とする。
- (3) 標識の構造及び規格については、次に掲げるところによること。ただし、平成15年9月30日以前に設置された標識については、なお従前の例による。

ア 表示形式については、駐車場の利用者の利便性を考慮し、内照式表示板及び高輝度表示板の設置並びに電光表示型の満・空表示を行うことができる。内照式表示板を設置する場合及び電光表示を行う場合の配線は、原則として支柱内処理し、地下に埋設すること。

イ 表示内容は、車を駐車場へ誘導するための必要最低限のものとする。

ウ 標識の構造については、次に掲げるところによること。

(ア) 柱は、原則として単柱式とし、オーバーハング式は設置してはならない。ただし、内照式表示板を設置する場合又は電光表示を行う場合は複柱式とすることができる。

(イ) 表示板の大きさは、満・空表示等も含め、縦1.2メートル、横0.6メートル以内とすること。

(ウ) 路面から表示板の下端までは、2.5メートル以上とすること。

(エ) 路面から表示板の上端までは、5メートル以下とすること。

エ 標識の色彩については、白、紺及び赤の三色を基調としたものに統一すること。また、字体については、利用者が見やすいよう配慮すること。

3 消防水利標識及び消火栓標識の占用については、消防長又は消防署長が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 標識は、消防水利施設又は消火栓1か所につき1本とすること。ただし、消防水利施設が河川、濠(ほり)、運河等の場合は、100メートル以上の間隔を保持し必要数を設置できる。

(2) 消防水利施設又は消火栓から原則として5メートル以内の位置に設けること。

(3) 消火栓標識(広告をその下に添加する場合はその広告)の下端は、歩道上では路面から3.5メートル以上、車道上では4.5メートル以上とすること。

(4) 消防水利標識には、占用者名以外の広告物等を掲出しないこと。

4 地下鉄出入口の案内標識の占用については、鉄道事業者が設けるものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 地下鉄の出入口が道路敷地外等にあり、利用者にとって出入口が確認しにくい場所であること。

(2) 歩道を有する道路においては、歩道内の車道寄りに設け、歩道を有しない道路においては、当該地下鉄出入口の構造物に添加すること。

(3) 標識は縦1メートル、横0.8メートルとし、その下端は歩道上3.5メートル以上、車道上4.5メートル以上とすること。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日〕

(理容院等の標識の占用)

第40条 商店、会社、商品等の名を表示しない理容院、美容院、クリーニング店等の業種を示すマークの表示物又は時計板であって、建築物等に取り付けるものの占用について、第31条の規定を準用する。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(アーチ型装飾灯の占用)

第41条 アーチ型装飾灯の占用については、商店会等の団体の設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによるほか、第8条の規定(第2号及び第3号を除く。)に準じなければならない。

(1) 灯柱は、道路敷地外に設けること。やむを得ず道路に設ける場合は、車道においては6メートル以上、歩道においては2メートル以上の有効幅員を確保すること。

(2) 道路の上空を横断する構造物及び光源の下端は、路面から5.5メートル以上とすること。

(3) 灯柱の設置間隔は、100メートル以上とすること。ただし、設置区間の延長が100メートル

未満の場合は、その設置区間の両端に設けること。

- (4) 商店会名を表示した看板を道路の上空を横断して、アーチ型装飾灯に添加する場合は、設置区間の両端の装飾灯に限ること。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(こ道広告の占用)

第42条 道路の上空を横断するこ道広告の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 祭礼又は年末、年始、中元の売出し等臨時に設けるものに限るものとし、その設置期間は1か月以内とすること。
- (2) 歩道を有する道路の歩道上に設けること。
- (3) 支柱の一方は車道寄りに、他の一方は原則として道路敷地外に設けること。
- (4) 道路の上空を横断する広告物の下端は、路面から3.5メートル以上、上端は4.5メートル以下とすること。
- (5) 設置間隔は、50メートル以上とし、両側に設ける場合は、道路の一侧100メートル以上の交互(千鳥)設置とすること。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(足場、仮囲い等の占用)

第43条 家屋、障壁等の工事に伴う足場、仮囲い、落下物防護用施設(朝がお)の占用については、道路敷地外に余地がなく、特にやむを得ない場合に限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路では歩道上とし、その出幅は路端から1メートル以下で有効幅員の3分の1以下とすること。歩道を有しない道路では、路端から1メートル以下で、道路幅員の8分の1以下とすること。ただし、落下物防護施設については必要な出幅とすることができる。
- (2) 掛け出足場を設ける場合は、歩道上では路面から3メートル以上、歩道を有しない道路では路面から4.5メートル以上とすること。
- (3) 落下物防護用施設については、その高さは歩道上では4メートル以上、歩道を有しない道路では5メートル以上とすること。
- (4) 仮囲いに取り付ける出入口の扉は、道路に面して外開きとしないこと。
- (5) 仮囲いには、法令の定め又は監督官公署の指示による表示及び施行主、請負業者名の表示(必要最小限に限る。)以外のものを掲出しないこと。

(6) 仮囲いには、消火栓、マンホール等の操作、開閉に支障のないようにし、その位置を明示しておくこと。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日〕

(特定仮設店舗の占用)

第44条 特定仮設店舗その他仮設建築物の占用については、次に掲げるところによるほか、「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和32年7月9日付け道発第190号)によらなければならない。

(1) 事業施行地区と占用しようとする場所が近接し、かつ、付近の既設店舗等と利害関係の対立しない場所であること。

(2) 道路の有効幅員外又は歩道を有する道路の歩道上とすること。

(3) 平屋建てとすること。

一部改正〔平成25年10月1日施行・27年4月1日〕

(高架道路下の占用)

第45条 高架道路下の占用は、「高架道路の路面下及び道路予定区域の道路占用について」(平成21年1月26日付け国道利第19号)によらなければならない。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

(自転車等駐車器具の占用)

第46条 自転車等駐車器具の占用は、「道路法施行令の一部改正について」(平成18年11月15日付け国道利第31号)によらなければならない。

一部改正〔平成25年10月1日施行・令和3年4月1日〕

(適用除外)

第47条 本基準に掲げる広告物等の設置制限については、東京都屋外広告物条例施行規則(昭和32年東京都規則第123号)に定める掲出可能な広告物等の規格に合致するものを除く。

一部改正〔平成25年10月1日施行〕

付 則

この基準は、昭和52年11月1日から施行する。

付 則(平成25年10月1日)

(施行期日)

1 この基準は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、現にこの基準による改正前の道路占用許可基準に基づき占用の許可を受けている者に係る占用については、なお従前の例によるものとする。

付 則（平成27年4月1日施行）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の際現にこの基準による改正前の江戸川区特別区道道路占用許可基準に基づき占用の許可を受けている者に係る占用については、施行日から1年間は、当該基準によるものとする。

付 則（平成29年4月1日）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和元年8月1日）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和元年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準施行の際、現にこの基準による改正前の道路占用許可基準に基づき占用の許可を受けている者に係る占用については、なお従前の例によるものとする。

付 則（令和3年4月1日）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の際、改正前の江戸川区特別区道道路占用許可基準に基づき現に占用の許可を受けている者に係る占用については、なお従前の例によるものとする。